

屋久島農業普及だより

[編集発行]

屋久島事務所農林普及課農業普及係

屋久島町安房650 TEL:0997-46-2236 FAX:0997-46-3384

令和元年度新規就農者励ましの会を開催

9月19日に営農支援センターで新規就農者励ましの会が開催され、日頃から青年農業者育成にご協力いただいている指導農業士、女性農業経営士を始め、認定農業者や関係機関など約40名が出席し、屋久島の農業を支えていく新たな仲間を歓迎しました。

本年度の新規就農者は、乾恵二郎さん（中間，果樹）の1名で、親子で出席されました。

乾さんからは、「地域の先輩達のアドバイスをいただきながら、生産技術を磨き、経営安定につなげていきたい。」と今後の農業経営に対する抱負が語られ、先輩農業者からは、「地域農業の貴重な担い手。農業者一体となって支援していくので、分からないことは何でも相談し、夢に向かって頑張ってください。」とエールが送られました。

就農された方が早期に経営を確立し、地域農業の担い手として活躍されるよう、農業普及係では、関係機関団体と協力しながら、技術・経営等の支援を行ってまいります。



〈出席者で記念撮影（乾恵二郎さん：前列右から4番目）〉

ばれいしょの生産安定について

1 はじめに

ばれいしょは、屋久島の冬場の温暖な気象条件を生かした有利な野菜です。平均単収は2.2 t前後ですが、単収幅は1.5～3 tと大きいのが現状です。単収向上で経営安定を図りましょう。

2 減収の要因は何か？

- (1) ここ数年、植付け時期の気温が高いため、特に早植えでは、**出芽不良が発生**したり、過繁茂となり病気の発生も多くなっています。
- (2) **疫病やそうか病などの病害による減収**は大きな要因です。特に近年では、疫病による減収が増えています。
- (3) **農作業が遅れ気味**になっていませんか？ ほ場準備の遅れ、土寄せの遅れ、病虫害防除の遅れなど。
- (4) 有機物(堆肥等)の少ない屋久島では、どうしても窒素の多用傾向になりがちです。**必要以上の多肥**は、過繁茂となり、いも肥大の遅れや病虫害被害が増えやすくなります。

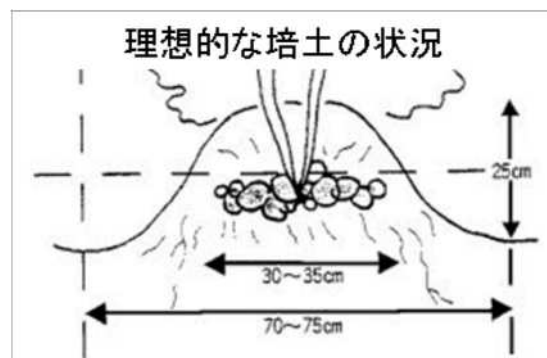
3 単収向上のポイントとは？

(1) 適期植付け

栽培基準では、長崎冷蔵が10月中下旬、北海道産が10月下旬～11月中旬が植付け時期ですが、**植付け時期の気温が高すぎる時は、無理な早植えは避ける等の対応が必要です。**

(2) 培土作業

ばれいしょの管理では、培土作業が重要です。1回目は萌芽15日後、2回目は1回目培土の20日後が目安です。培土をしっかり行って、**培土の高さ25 cm程度(かまぼこ型畦)**を目標とします。培土の効果は、倒伏やいも緑化を防ぐだけでなく、いも腐敗・生理障害いもの防止、いもの早期肥大など多くの効果があります。



(3) 病虫害防除

疫病とそうか病は大きな減収要因です。特に疫病は、予防散布で被害を減らすことができますので、**疫病が予想される場合は年内から予防散布を実施しましょう。**

(4) 排水対策

ばれいしょは、耕土が深く、排水性、保水性が良いほ場を好みます。**農業管理センターに、排水対策用として「ハーフソイラー」が整備してありますのでご活用ください。**

(5) 季節風対策

季節風を受けやすいほ場では、必ず防風ネット・防風垣は設置しましょう。

(6) 低pHによる生育障害

そうか病を抑制するためにはpH4.8以下が良いとされていますが、**pHが低くなりすぎると生理障害**が発生しやすくなるので注意しましょう。

(担当：蛸原)

屋久島農業を語る会開催！（屋久島農業経営者クラブ活動報告）

令和元年8月23日、屋久島農業経営者クラブ主催で、地元選出県議を招いて屋久島農業を語る会を開催しました。

【現地研修会】

現地研修会では、途中で椎茸栽培をされている農業者を訪問し、栽培技術について研修を行いました。主に椎茸栽培に適する原木の種類や原木の乾燥工程、駒打ちの間隔などについて説明がありました。「原木にはシイの木を使用した方がいいよ。」など具体的でわかりやすい説明に、普段椎茸栽培に馴染みのないクラブ員は熱心に耳を傾けていました（写真1）。



写真1. 現地視察の様子（中間）

【室内研修会】

室内研修会では、紅茶の販路拡大に向けて取り組んだ事例について、若手の茶生産者が発表しました（写真2）。意見交換では、地域農業の発展と島内の農産物消費の鍵を握る観光業の振興等について、幅広い視点で意見交換がなされました（写真3）。



写真2 6次産業化の事例発表



写真3 意見交換会の様子

屋久島農業経営者クラブとは・・・

屋久島農業経営者クラブは、農業経営者の自主的活動組織として、「会員相互の切磋琢磨に依り、自らの農業経営の前進をはかり、豊かで意義のある生活を進め、あわせて新しい農村社会の建設に寄与すること」を目的に、現在16名（H31.4現在）の仲間と活動しています。

県内には12の農業経営者クラブ支部があり、会員同士のネットワークづくりや研修会の開催、農業・農村の活性化に向けた県農政や地域農政等への提言といった活動を展開しています。興味がある方は下記連絡先にご相談を！



経営者クラブ支部交流会



（H30.11 肝属支部との交流）

食品表示制度について

～新ルールに基づく表示への移行時期が近づいています～



平成27年4月1日、食品を摂取する際の**安全性の確保**や一般消費者の**自主的、合理的な食品選択の機会**の確保を目的にJAS法、食品衛生法、健康増進法の食品表示に関する規定を統合・一元化した**食品表示法**が施行され、**新ルールに基づく表示へ移行するための猶予期間は令和2年3月31日まで**となっています。生鮮食品、加工食品等を販売する業者は、今一度、食品表示について、ご確認ください。

食品表示法のイメージ図

食品表示法

品質事項(旧JAS法由来)

原材料名
原料原産地名
内容量
原産地
原産国名
食品関連事業者
等

衛生事項(旧食品衛生法由来)

添加物
賞味・消費期限
保存方法
アレルギー
製造所等
等

名称

遺伝子組み換え

保健事項(旧健康増進法由来)

栄養成分表示

機能性表示食品

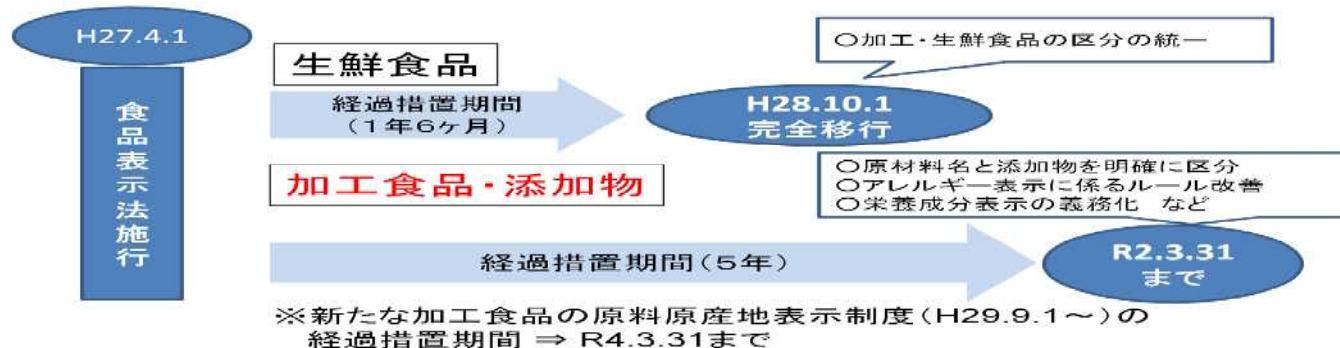
経過措置期間

経過措置期間とは・・・

新ルールに基づく表示へ移行するための猶予期間

⇒ **令和2年3月31日まで**

同期間内に、新ルールに基づく食品表示に切り替える必要あり



表示責任者(製造者・加工者等) 食品表示に基づく表示を行わない事業者については、懲役や罰金等の罰則が科される場合があります。

販売店舗 加工食品等、製造(加工)者が表示責任者となっている場合でも、その食品を販売する以上、適正に表示がなされているものを取り扱う必要があります。

食品表示に関する問い合わせ先

鹿児島県食品表示110番
(県庁くらし共生協働課)
099-286-2533

※不明な点は必ず専門機関にお問い合わせのうえご確認ください。

果樹におけるスマート農業の取り組みについて

1 はじめに

『スマート農業』とは、ロボット技術やICT(情報通信技術)を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業のことです。

近年、全国的な担い手農家の減少・高齢化により、農業分野では労働力不足が深刻な課題となっています。また、農業所得を向上させるためには規模拡大が必要不可欠となることから、この現状を打破するために、農業技術に先端技術(ロボット・AI・情報通信等)を加えた『スマート農業』に取り組み、作業の効率・省力化や高品質生産を目指す動きが全国的に加速しています。

そこで、屋久島町内でもこの新たな取り組みに向け、『屋久島地区スマート農業推進協議会』を設立し、研修会の開催や実証試験を実施しています。ここでは、協議会が実証しているスマート農業を紹介します。

2 屋久島での取り組み

【スマート農業研修会】

7月25日、屋久島事務所にて、富士通株式会社様を講師に招き、スマート農業について講話いただきました。他地域での取り組みも紹介いただき、今後の展望について参考になりました。



スマート農業研修会

【生産工程管理システム(Akisa i)】

栽培管理(施肥・防除など)の情報をスマホやパソコンで記録し、経営改善に活用するためのシステムです。7月末から、果樹農家2名が実証試験に取り組んでおり、日頃の管理作業を記録中です。



生産工程管理システム(Akisa i)

【パワーアシストスーツ】

パワーアシストスーツは、運搬、中腰作業等の負担を軽減する機器で、農作業の軽労化が期待されます。9月末から果樹農家1名が、重労働となるキャリー運搬や肥料散布等の作業で実証試験に取り組んでいます。



パワーアシストスーツ

多面的機能支払交付金について

(旧 農地水・管理支払交付金, 通称 水土里サークル活動)

1 事業概要

農地維持支払

1. 農道の草刈り・水路の泥上げなどの基礎的保全活動
2. 保安全管理のための推進活動
ex) 研修会, 非農家を交えたワークショップ開催等
将来の構想(地域資源保安全管理構想)の作成

● 交付単価 田: 3,000円/10a 畑: 2,000円/10a



資源向上支払

共同活動

1. 水路・農道, ため池の軽微な補修
2. 農村環境保全活動
ex) 景観形成や啓蒙普及活動
3. 多面的機能の増進を図る活動
ex) 農村伝統文化の継承



● 交付単価 田: 2,400円/10a 畑: 1,440円/10a

ただし, 5年以上継続地区は, 上記の75%単価。3を未実施地区は63%単価

施設の長寿命化

- 水路・農道等, 施設の補修・更新
ex) 砂利道からコンクリート舗装へ打換
土水路に新たなコンクリート水路の設置

● 単価 田: 4,400円/10a 畑: 2,000円/10a

※屋久島管内では実施していない

2 多面的機能支払制度の経緯

法制化

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
農地・水保全管理支払							多面的機能支払										
1期					2期												
永田, 吉田, 志戸子, 小瀬																	
	一湊																
楠川, 高平												楠川					
楠川, 長峰, 麦生, 原												楠川, 長峰, 麦生, 原					
	小島, 平内											小島, 平内					
							尾之間					尾之間					
							春牧, 湯泊, 中間										
							永田・新町					方限					
							永田・向江					方限					

屋久島町では13組織(赤文字)が実施中

以前の農地水・管理支払交付金よりも, 実績報告が簡素化されています。

実施希望の地区がありましたら, 農林普及課または町産業振興課へお問い合わせください。

(担当: 瀬戸口 (農村整備係))